大阪府障がい者自立支援協議会による地域支援の取り組みについて

大阪府障がい者自立支援協議会では、平成 29 年度より、地域自立支援協議会を核にした「地域ネットワークの構築」を軸に、地域自立支援協議会が抱える課題の解決に向け、 大阪府障がい者相談支援アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)との連携による地域支援の取り組みを実施している。

今年度行ったヒアリング結果の報告及びこれを踏まえた新たな派遣候補先(案)等は、 以下のとおりである。

<参考:大阪府障がい者相談支援アドバイザーとは>

H19 に地域自立支援協議会の設置支援を目的として創設。その後、各市町村における自立支援協議会設置や基幹相談支援センター設置を受け、基幹相談支援センターに対する後方支援や計画相談の完全実施に向けた後方支援等を目的に、地域の相談支援体制づくり、相談支援専門員のスキルアップ、協議会活性化のための助言等を行っている。

1 地域自立支援協議会に対するヒアリングの実施

くヒアリング内容>

ヒアリングの実施に当たっては、地域自立支援協議会の目的・機能の理解、個別のニーズから地域課題の抽出、相談支援の役割分担等相談支援体制の整備等を引き続き確認するとともに、市町村における地域自立支援協議会の具体的な取り組みとその効果に関する状況を明らかにした上で、個別支援から地域課題への抽出プロセスが構築されている等の観点も考慮した。

また、障がい者計画において、令和5年度までに府内のほぼ全ての市町村が基幹相談支援 センターを設置する目標としていることから、基幹相談支援センター未設置の市町村に対 してもヒアリングした。

<ヒアリング結果>

上記の内容を踏まえ、計 10 市町村の地域自立支援協議会に対し、ヒアリングを実施した。なお、ヒアリング結果については後述のとおりである。

2 アドバイザー派遣候補先 (案)

ヒアリング内容等を踏まえ、アドバイザー派遣により地域協議会のさらなる活性化が 見込まれると期待できる2地域自立支援協議会(泉大津市・忠岡町、羽曳野市)に対 し、以下のとおり、アドバイザーの派遣を行うものとする。

泉大津市 • 忠岡町

第1 現状

<相談支援体制>

- 泉大津市・忠岡町は共同で地域自立支援協議会を運営するとともに、一般相談についても同じ 相談支援事業所に委託している。
- 基幹相談支援センターはともに未設置であり、他分野等の関係機関との調整が必要な相談については、主に行政の職員が相談を受けて関係部署と繋がるよう調整をしている。

<地域自立支援協議会>

- 〇 地域自立支援協議会は、全体会、運営会議、権利擁護部会で構成されているが、近年の新型 コロナウイルス感染症の影響によって、十分な開催ができておらず、令和 2 年度、3 年度は書面開 催となっている。
- 地域自立支援協議会の運営について、地域自立支援協議会の場で行政からの報告案件以外の取り組みが行えていない状況にあり、地域自立支援協議会の機能を十分に活用することできていない。

第2課題

- 地域自立支援協議会の構成員が協議会の機能をよく理解し、地域自立支援協議会をよりよい ものとするために共通の目標を常に持ち、官民双方が地域課題に対して前向きに取り組んでいける よう、地域自立支援協議会の目的や役割を十分理解する必要がある。
- 職員が役割を担い過ぎているため、基幹相談支援センターを設置した上で、相談体制全体を見 直すとともに、地域自立支援協議会のあり方を検討し、全体を見直したい。
- 相談支援活動等から見いだされる現状の社会資源では解決できない個別の支援課題を集約・ 分析し、地域課題として共有し、解決を図ることができるよう、取り組んでいけるかが課題である。

第3 派遣理由

- 地域自立支援協議会の参加者全員が主体的に参加し、共通の目標を持って地域課題の解決 に取り組んでいけるよう、地域自立支援協議会の目的や役割・機能の理解を促進する。
- アドバイザーが実情を把握した上で、基幹相談支援センターの設置を含めた相談体制全体の見直しを図るとともに、地域自立支援協議会の運営方法等について検討を行う。また、地域課題の抽出方法や抽出された課題を解決していけるよう、地域自立支援協議会の仕組みの構築等の助言を行う。

市程史区

第1 現状

<相談支援体制>

- 羽曳野市は、現在、基幹相談支援センター未設置であるが、市の障がい福祉計画において、令 和 5 年度に設置することとしており、設置する方向で検討中である。
- 委託相談支援事業所は4事業所あり、身体・知的、精神、障がい児と得意分野がある。委託 事業所間で困難事例の対応を調整することもある。
- 市が個別ケースにも入り各関係機関と調整している状況であることから、基幹相談支援センター の役割を果たしている部分もある。市内の相談支援専門員の数は増加していない一方で、計画相 談の支援対象者数は増加している。

<地域自立支援協議会>

- 地域自立支援協議会は、全体会、運営会議、部会(相談支援部会、地域移行・定着支援 部会、日中・就労支援部会、事業所連絡会(居宅サービス事業所))で構成されている。
- 委託相談支援事業所が地域自立支援協議会の事務局を担っている。運営会議においては、委託相談支援事業所の4事業所で、各部会の進行状況を把握している。
- 当初は事業所間の横のつながりを作るという目的でサービス種別ごとに部会を設立したが、現在、 設立当初の目的は達成されたと考え、2年前から部会の在り方の再構築を図っているところである。

第2課題

- 地域連携による相談支援体制の充実・強化を図るために、基幹相談支援センター(現在設置を検討中)、委託相談支援事業所、指定特定相談支援事業所等の役割分担の明確化と連携を進めることが重要である。そのため市は、地域自立支援協議会の枠組み等も活用しながら、市の実情に合わせ、どのような役割分担と連携が、相談支援体制を充実させるために効果的なのかを検討していく必要がある。
- 新任や経験の浅い相談支援専門員を地域で支えていくことができるよう、計画相談支援における 「専門性の高い支援の実施、スーパーバイズ等」や「地域の相談支援に関わる人材の育成(研修 の企画・実施等)」の取組をさらに充実させることが課題である。

第3 派遣理由

- 基幹相談支援センターの設置の検討に伴い、地域自立支援協議会の運営体制やその要となる相談支援体制の状況及び今後の方向性を確認することにより、市の実情に応じた適切な相談支援体制が整備できるよう、地域自立支援協議会の運営を支援する。
- また、アドバイザーが相談支援部会等に参加し、地域自立支援協議会を通じた関係機関のネットワークの構築や身近な地域で職場を超えたスーパーバイズの機会の設置(相談支援専門員のスキルアップ)に向けて、相談支援体制に係る助言を行う。

大阪府障がい者相談支援アドバイザー派遣 実施状況報告

岸和田市		派遣開始	令和3年11月~	
		派遣回数	10回	
目 派的 遣	協議会の運営支援			
	協議会は、地域の関係者が集まり、個別	支援を通じて課題	題を抽出し、その課題を踏ま	
	えて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。			
	現状の課題としては、運営会議が、地域課題について振り分けをするが、その課題の認			
	識が不明確なまま定例会で検討されることや、会議自体が報告会になっている側面もあ			
भर	り、課題をあげても問題が大きすぎると、解決の方向性を示すことができないことがあげられ			
当初派遣決定理由	る。現状地域課題の抽出と解決に向けた協議の場である協議会を十分に活用する流れ			
	ができていない実情にある。			
	また、令和 3 年 10 月から相談支援体制	の再構築を行う	こあたり、市内を6圏域に分	
	けて、圏域ごとに相談支援事業所に委託して			
	│ 障がいの種別に関わらず利用できる相談窓口	コを整備することと	となった。喫緊の課題としてそ	
	の運営があげられている。			
	そこで、相談支援体制の再構築を契機に、			
	理解し、地域の支援レベルを向上させるとい	う共通認識を持	って主体的な参加が出来る	
	よう、協議会の仕組みや再構築等を図る。			
	協議会全体の運営や方向性を協議している。			
	っている。昨年度は、実際の運営会議における議論の様子等を確認し、議論内容やスケ			
具体的	ジュールの見える化を図るよう提案するとともに、協議会の課題に対する共通認識を持つこ			
	との重要性を伝えた。 - 海労会議において 議論の見るる化や議論	の時間の確保の	ため 郊今起生笙に関して	
的 な	運営会議において、議論の見える化や議論の時間の確保のため、部会報告等に関して ロ語ではなく。素素での報告が浸透しつるます。その結果、運営会議の参加者の意識が			
な支援内容	口頭ではなく、書面での報告が浸透しつつある。その結果、運営会議の参加者の意識が 変わり、前向きで建設的な議論がなされるなど変化が現れてきている。			
	また、令和4年 7 月、定例会の参加者が協議会の役割を再認識して、地域の現状や			
	課題などの情報共有をできるよう、アドバイザ-			
	お、定例会での報告も書面により簡素化を図			
	員による活発な意見交換がなされた。			
会	【今後の見通し】			
今後の見通し	・	運営会議で地域	は課題を整理・分析し、協議	
	会の参加者で共有した上で、様々な角度が			
通 し	目指していく。			
L				

【ヒアリングの主な内容】

箕面市

<相談支援体制>

- 箕面市は、直営で基幹相談支援センターを設置している。3つの委託相談支援事業所を設置し、指定特定相談事業所は13か所。委託相談支援事業所は障がい種別を問わず対応している。
- 昨年度まで基幹相談支援センターでサービス等利用計画のチェックやサービス調整等のケースワーク業務も行っていたため、基幹相談支援センターの本来業務の対応が困難な状況だった。今年度からケースワーク業務を別の課に移管することにより、総合相談、困難ケースや虐待通報への対応等本来業務に注力できるよう体制を変更した。

<地域自立支援協議会>

- 地域自立支援協議会は、運営会議の下に3つの部会(相談支援部会、地域移行・定着支援部会、権利擁護部会)と就労系通所事業所情報交換会、事務局で構成されている。
- 地域自立支援協議会に全体会はないものの、各部会から出た課題を運営会議で報告・共有 し、再び部会にフィードバックする流れとなっている。
- 地域自立支援協議会において、地域課題を集約・解決するためには、官と民の信頼関係が重要であるので、今年度からの基幹相談支援センターの新体制においても、一層の関係強化が必要であると考えている。

寝屋川市

<相談支援体制>

- 寝屋川市は、直営で基幹相談支援センターを設置している。各指定特定相談支援事業所の力量差があるため、基幹相談支援センターが困難ケースをどの指定特定相談支援事業所に振り分けるのかを判断することが難しい場合もある。
- 指定特定相談支援事業所間で担当ケース数に差が生じているため、相談支援ネットワーク会議 で研修や各相談支援事業所の情報共有等を実施することにより、まずは既存の指定特定相談支 援事業所で、より多くのケースを担当できることを目指している。

<地域自立支援協議会>

- 地域自立支援協議会は、相談支援部会、障害児部会、就労支援部会、精神障害者部会、地域活動支援部会それぞれのワーキング会議、サブワーキング、専門会議と、全体会及び運営会議で構成されている。各事業所に困りごと等を聞いた上で、年度当初にワーキング会議等の計画を組み、ワーキング会議の中で地域課題を抽出している。また、継続的に取り組むべき課題については、個別にサブワーキングを設置している。
- 障がい者相談支援事業の委託事業者について、相談支援機関としてその機能を十分に発揮できているか等について自己評価シート(自己評価の各項目を五段階で評価)に基づいて自己評価した上で、その結果を地域自立支援協議会全体会の場で報告している。

枚方市

<相談支援体制>

- 枚方市には、7か所の委託相談支援事業所が設置され、管理者には地域自立支援協議会の 幹事会のメンバーもおり、うち3か所は基幹相談支援センターの位置づけとなっている。
- 困難ケースについては、基幹相談支援センターと委託相談支援事業所と市役所が連携して対応 することが多く、基幹相談支援センターが委託相談支援事業所から相談を受けるというより、一緒に 動くイメージ。
- 一方、指定特定相談支援事業所と基幹相談支援センターや委託相談支援事業所のつながりが薄く、困難ケースを抱え込む傾向があることや、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所が受けた案件の指定特定への引継ぎが難しい状況となっている。顔が見える関係を構築した上で、移管できる仕組み作りや指定特定相談支援事業所の質の底上げが必要と考えている。
- なお、市役所に健康・福祉・介護・子育て・障害・生活困窮などに関する総合相談窓口を設置 しており、複合的な課題のケースについて一定対応している。

<地域自立支援協議会>

- 地域自立支援協議会は、全体会、幹事会、5つの専門部会(①相談支援部会、②地域移行部会、③日中活動支援部会、④精神障害者地域生活支援部会、⑤就労支援部会)で構成されている。
- 全体会は、概ね年に1回開催してきたが、コロナの影響により令和元年・2年度の開催は見送られ、直近では令和4年1月に開催、開催内容として、委託相談支援事業所で対応した事例報告や1年間の部会の活動報告を行い、情報共有を図っている。

また、各部会においては、テーマごとに委員を入れ替えるなど工夫をしながら、地域のニーズや地域 課題を共有し、課題解決に向けて取り組んでいる。

門真市

<相談支援体制>

- 〇 門真市は、委託で基幹相談支援センターを設置し、2つの委託相談支援事業所を設置している。指定特定相談事業所は10か所。
- 相談支援関係機関(基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、指定特定相談支援事業所)の役割分担について、それぞれの役割を明確にするため、整理をしているところ。
- 複合的な課題については、専用の窓口を設けている訳ではないが、地域のネットワークの強みを活かし、相談を受けた機関が地域のネットワークを通じて必要な支援機関に繋いでいる。困難なケースについては基幹相談支援センターや委託相談支援事業所が動いて対応している。

<地域自立支援協議会>

- 地域自立支援協議会は、障がい者地域協議会(全体会)、サブ協議会、7つの専門部会から構成されている。地域の課題等をサブ協議会から意見を集約した上で、障がい者地域協議会 (全体会)に意見を具申している。
- 全体会の事務局は市の障がい福祉課が担っており、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所は運営の一部をサポートしている。基幹相談支援センターは全ての部会に参加し、委託相談支援事業所も多くの部会に参加している。

柏原市

<相談支援体制>

- ○柏原市は、委託で基幹相談支援センターを設置している。委託相談支援事業所は障がい種別で 4箇所設置している。基幹相談支援センターの委託先は委託相談支援事業所も受託している。
- 複合的な課題に対してはケース会議に各関係課が出席し、対応している。新規で複合的なケースの相談があれば、情報把握した日に各関係課と情報共有を図っている。

<地域自立支援協議会>

- 地域自立支援協議会は、全体会議、事務局会議、定例会、4つの部会(相談部会、日中・ 就労支援部会、子ども部会、〈らし部会)で構成される。
- 地域課題の抽出においては、各部会で地域の課題の抽出シートを用いて検討した課題を事務 局会議で整理した上で、全体会に報告・提案するという流れである。地域課題の解決を図った事 例として、支援学校との進路相談会の開催等がある。
- 定例会は、事務局会議の報告を受け、助言する機関であるが、主に研修やグループワークで事 例検討する場となっており、課題によって構成員は流動的に変更する。各部会から全体会議の流 れとは別となっている。
- 部会は、議論の場となり、内容も充実しているため、今後は課題を抽出し、解決する機能の更なる充実を目指している。

泉佐野市

<相談支援体制>

- 泉佐野市は、基幹相談支援センターを設置(名称は「基幹包括支援センター」、運営法人は 市町村相談支援事業も受託)し、5つの中学校区ごとに委託相談支援事業所(名称「地域 型包括支援センター」)を設置している。基幹相談支援センターは、平成 31 年 4 月に高齢者の 相談機関「地域包括支援センター」と統合している。
- 地域型包括支援センターは、障がい者虐待や地域の個別ケースの相談を担うとともに、障がい、 高齢、生活困窮及び母子の4分野を対象とし、制度の狭間を生まないよう包括的に相談に応じ ている。高齢と障がいが絡むケースや8050問題などについて、支援の連携が図りやすくなっている。 基幹相談支援センターでは、困難事例の相談や、地域型包括支援センターの後方支援をしてい る。
- 市の窓口も地域共生推進課に一本化し、障がい分野と高齢分野の部署が同じ課になったため、 内部での連携をとりやすくなった。

<地域自立支援協議会>

- 地域自立支援協議会は、令和 2 年 3 月に自立支援協議会と地域包括ケア会議が統合した。 全体会には障がい、高齢、生活困窮及び母子等の分野が参加する。全体会の下に 4 分野合同 の事務局会議があり、その下に自立支援協議会運営会議(事務局会議)も参画しており、基 幹相談支援センターがその一員である。部会は 4 つあるが、稼働中は地域移行部会、相談支援 専門員連絡会、就労支援部会の 3 つである。
- 相談員連絡会では、相談員から検討課題(障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移 行等)の提示があり、事例検討に取り組んでいる。

熊取町

<相談支援体制>

- 熊取町は、現在、基幹相談支援センター未設置であるが、今後、設置の可否を検討中である。
- 委託相談支援事業所は3か所。それぞれ身体・知的・精神に特化した事業所であるが、相談については3事業所ともに障がい種別を問わず応じている。
- 困難ケースや新規については町に連絡があることが多いが、委託相談支援事業所に連絡があった場合も町に情報共有されているため、町としてケース把握できている。

<地域自立支援協議会>

- 地域自立支援協議会は、全体会、事務局、部会(相談支援部会、地域生活支援拠点等検討部会、精神障がい部会)で構成されている。地域課題の評価や認定まではできていないが、町としての強みの確認や社会資源が使えるか等を確認することにより、地域課題の検討をしている。
- 相談支援部会は、町のケースを担当している他市の相談支援事業所も参加が可能となっている。また、相談支援専門員が実際の現場で対応できるよう、実際の事例を検討するとともに、昨年度から相談支援従事者現任研修等の内容を活用することにより理解を深めている。

3 その他の取り組み

(1) 地域自立支援協議会情報交換会の実施

地域自立支援協議会を対象とした会議において、研修会の実施や好事例の共有・意見交換等を行うことで、課題解決に向けた気づきを促すなど地域自立支援協議会の活性化をめざすために情報交換会を実施している。

(2) 第 1 回地域自立支援協議会情報交換会

日 時: 令和4年7月19日(火) 13時30分~16時

参加者:地域自立支援協議会 事務局構成メンバー等(31市町村、約60名参加)

内 容:①地域自立支援協議会における基幹相談センターの役割(富田林市)

- ②地域課題から解決策に結びついた事例 (豊中市)
- ③個別課題から地域課題抽出までのプロセスと具体的内容

(大阪府障がい者相談支援アドバイザー)

- ④情報交換会(グループワーク)
 - i 各地域自立支援協議会における基幹相談センターの役割
 - ii 地域課題抽出のフロー
 - iii 地域課題の解決へのプロセス

【アドバイザー派遣 申込状況について】

①茨木市

依頼内容の種別	1. 協議会の運営支援 2. 相談支援従事者のスキルアップ	
	3. その他	
具体的な内容	○管内相談支援専門員のスキルアップのため、相談支援部会内で研修を企	
	画しており、その中で 5 ピクチャーの考え方や具体的な実践例についてご講	
	義いただきたい。	
	○継続した人材育成が相談支援部会を中心に市として継続できるよう、主	
	任相談支援専門員の活用や部会運営、人材育成の仕掛けについて助	
	言いただきたい。	

②和泉市

依頼内容の種別	1. 協議会の運営支援 2. 相談支援従事者のスキルアップ 3. その他	
具体的な内容	○個別の課題から地域課題を意識し、解決に向けた取り組みが出来るよう、部会運営の在り方や課題解決に向けた効果的な進め方について助言いただきたい。○今後、主任相談支援専門員を担っていくことが期待される、経験年数のあ	
	る相談支援専門員が、主任相談支援専門員の位置づけや役割を理解 できるような仕掛けについて助言いただきたい。	

③高槻市

依頼内容の種別	1. 協議会の運営支援 2. 相談支援従事者のスキルアップ	
	3. その他	
具体的な内容	○「相談員の孤立の予防、質の維持・向上」を目的とし、自立支援協議会	
	のケアマネジメント連絡会議において、グループスーパービジョンの実施を検	
	討しており、その実施方法について助言をいただきたい。	
	○また、市としてグループスーパービジョンを継続的に実施していけるよう、ケア	
	マネジメント連絡会議の在り方や運営方法について助言をいただきたい。	